

議員提出第3号議案

失業者の生活保障のための緊急措置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成15年2月25日

提出者

足立区議会議員	鈴木	けんいち
同	大島	芳江
同	針谷	みきお
同	渡辺	修次
同	橋本	ミチ子
同	小野	実利
同	今井	重利
同	鈴木	秀三郎
同	伊藤	和彦
同	ぬかが	和子
同	さとう	純子
同	村田	晃一

足立区議会議長 鈴木 進 様

(提案理由)

国会及び政府に対し、失業者の生活保障のための緊急措置を求めるため、本案を提出する。

失業者の生活保障のための緊急措置を求める意見書

失業率は戦後最悪で、完全失業者数は359万人におよび、多くの国民がいつ失業するかわからないという深刻な不安にさらされている。

政府として対策が求められているのは、この大不況下で不幸にして職を失った人とその家族の最低限の生活を保障することである。

完全失業者のうち雇用保険の失業給付を受けている人は、政府の調査でも2割にすぎず、半分の人は無収入の状態に置かれている。失業者とその家族への生活保障は早急に実施されるべき重要課題である。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、少なくとも失業率が3%程度の水準に戻るまでの緊急措置として、以下の施策を講じるよう強く求めるものである。

- 1 雇用保険の失業給付の給付日額の引き下げや給付日数の短縮などの計画は撤回すること。雇用保険の給付期間を1年間に延長すること。リストラで大量に失業者をうみだした大企業から特別保険料を徴収するなどして、雇用保険財源を確保すること。
- 2 雇用保険の受給期間が満了し、生活が困窮する非自発的失業者(働く意思と能力があるにもかかわらず、就職に至らないもの)への、生活保障制度を創設すること。主要国並みの連帯手当てや所得援助制度など、失業者が安心して自分に合う就職先を探すことができる制度とすること。
- 3 世帯主の失業はその瞬間から家計破綻に直結する重大な事態であることを直視し、子弟の学費・授業料などの緊急助成制度、住宅ローンのつなぎ融資など、家庭・家族を維持、支援するための制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

足立区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

金融・経済財政担当大臣

あ て